



平成28年度第5回 総合教育会議

日時 2017年1月18日(水) 午後1時

場所 森谷産業旭ビル4階 第1会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 議事録署名人の決定
- 4 議事
 - (1) 子どもの貧困対策について
 - (2) その他
- 5 閉会

出席者名簿（敬称略）

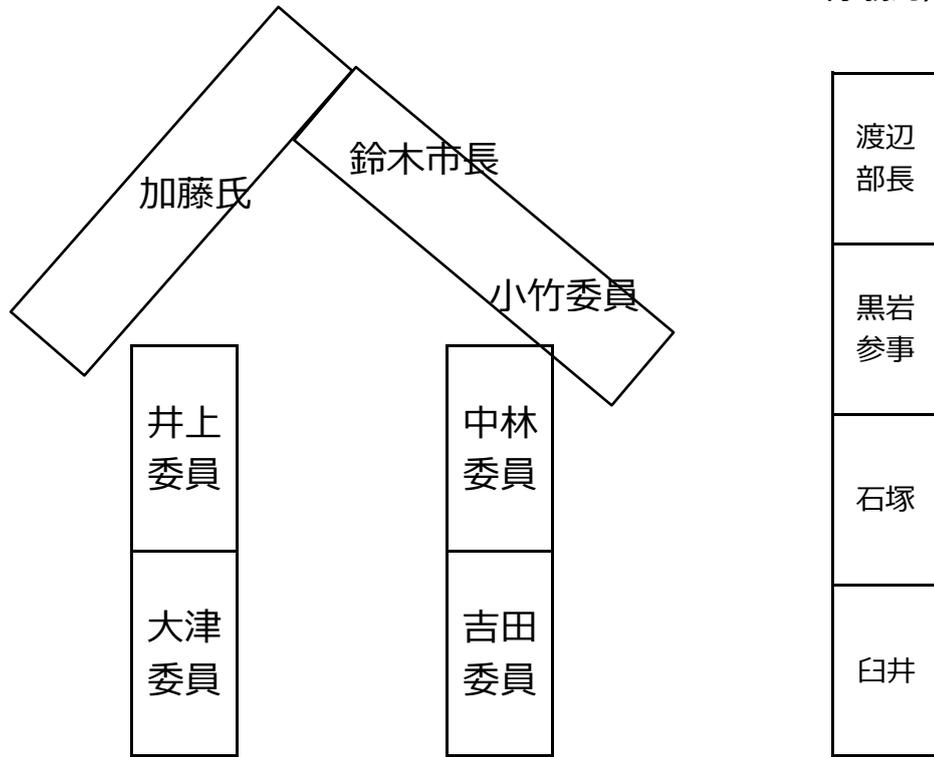
教育委員会委員	小 竹 伊 津 子
	井 上 公 基
	中 林 奈 美 子
	大 津 邦 彦
	吉 田 早 苗
市 長	鈴 木 恒 夫

学識経験者	沖縄大学名誉教授	加 藤 彰 彦
-------	----------	---------

関係職員	教育次長	小 林 誠 二
	教育部長	吉 住 潤
	教育総務課長	神 尾 友 美
	学務保健課主幹	戸 田 隆 裕
	福祉部長	片 山 睦 彦
	福祉総務課長	平 井 護
	福祉総務課主幹	三 ツ 井 幸 子
	子ども青少年部長	平 岩 多 恵 子
	子育て企画課長	村 井 み どり
	子ども家庭課長	須 田 泉
	子育て給付課長	山 縣 章 宏

事務局	企画政策部長	渡 辺 悦 夫
	企画政策課長	黒 岩 博 巳
	企画政策課主幹	石 塚 義 之
	企画政策課主幹	白 井 健 智

席次表



(関係職員)

小林次長	吉住部長	片山部長	平岩部長
------	------	------	------

神尾参事	戸田主幹	平井参事	村井参事
------	------	------	------

	三ツ井主幹	山縣課長	須田参事
--	-------	------	------

2017年1月18日（水）

藤沢市における「子どもの貧困対策」について

報告／沖縄大学名誉教授 加藤彰彦

I 貧困を考える視点について

1 子どもの貧困を考える視点

- ・生きていくために＜必要なもの・こと＞が充足されない状態
 - 絶対的貧困 ⇒ 生存できない状態（衣・食・住・医）
 - 相対的貧困 ⇒ 社会の一員として生活できない状態
- ・貧困状態になる要因、その背景
 - 労働条件の格差 ⇒ 所得の格差 ⇒ 貧困化
 - （機会の格差 ⇒ 結果の格差 ⇒ 機会の格差）
 - 可能性の制限 ⇒ 貧困の固定化 ⇒ 健康を損ねる
（希望、意欲喪失）

2 子ども期の貧困の特徴

- ・身体的脆弱性 ⇒ 低年齢期、子どもの依存性
- ・成長、発達への過渡期 ⇒ 他者との日常的関係、日常的経験の蓄積
- ・学校制度との関わり ⇒ 学習、エンパワメントからの排除
コミュニケーション力の低下
- ・アイデンティティの形成 ⇒ 意欲、選択上の不利

3 貧困の世代継承

- ・可能性、意欲、健康の喪失
- ・若者の失業率、中途退職の増加
- ・非正規雇用、ブラック企業の拡大
- ・次世代の家族基盤の脆弱化
- ・子育ての不定化、不安定さ

II 藤沢市の子ども・子育て支援事業について

1 基本目標、基本的な視点

- ・配慮を必要とする子ども、家族への支援
- ・若者の自立支援の充実（貧困固定化対策）
- ・社会全体で子ども若者を支援する（居場所）

2 子どものエンパワメントへの支援

- ・子どもの権利条約（1994年） ⇒ SSWの活用
（生きる権利、発達する権利、保護される権利、参加する権利）
- ・孤立、体験不足 ⇒ パワーレス状態（無気力、無関心）
- ・居場所を失っていく
⇒ 不登校、いじめ、暴力、非行、ネグレクト（虐待）
- ・エンパワメント ⇒ 自己決定、生きるための力
（自分の人生を自己決定していく力）

3 藤沢市子どもをいじめから守る条例

- ・「自分を大切に」「友だちも大切に」「困ったときは相談を・・・」
- ・子どもの貧困対策推進モデル条例へ
（子どもの貧困対策センターの設置）

III 沖縄での子どもの貧困対策の体験

1 子どもの貧困実態調査の実施

2 「子ども支援ガイドブック」の作成

3 地域に子どもの居場所をつくり、支援員を養成する（子ども食堂・・・）

おきなわ 子ども支援 ガイドブック

2014年 南部版

- ・糸満市
- ・南城市
- ・豊見城市
- ・八重瀬町
- ・南風原町
- ・与那原町

子どもからお年寄りまでの支援を網羅！
支援する人たちのネットワークづくりに役立ちます

内容

・子育て・教育にかかる費用や 介護サービス利用等にかかる費用と支援／

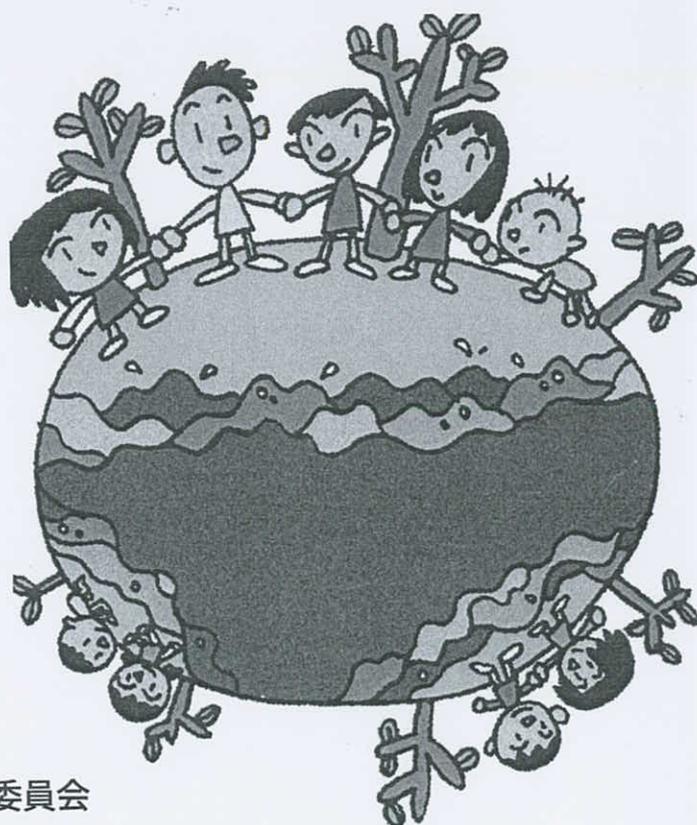
- ・妊娠、出産にかかる費用、保育園、幼稚園保育料のめやすと出産・育児に関する支援
- ・小中学校の年間の学習費、学童保育の利用料と子育てや子どもが病気になった時の支援
不登校や非行などの子どもの課題に対する支援
- ・県立高校の学費、大学入学初年度に必要な学費と奨学金
- ・病気になった時の医療費・介護サービスを利用するときの費用と介護保険などの支援

・家庭や子どもの状況が変化した場合の支援／

- ・経済的に困窮している家庭への支援
- ・保護者が災害や交通事故等で亡くなった家庭の
子どもに対する奨学金
- ・ひとり親家庭への支援
- ・障がいがある場合の支援と
福祉サービス利用の手続き

・資料編／

- 「妊娠がわかったら」
- 「保育園に入れたい」
- 「高校進学にかかる費用と負担が難しい家庭の
生徒に対する奨学金や福祉の制度～高等学校
等就学支援金の手続き」
- 「仕事のルールを知ろう」
- 「配偶者等から暴力がある場合の支援」
- 発達障がいのある方の診療をしている病院リスト



編集

九州・沖縄地区
子ども支援ネットワーク交流学習会実行委員会

「おきなわ子ども支援ガイドブック南部版」についてご意見をお聞かせ下さい。

お手数ですが、このページをコピーしていただき、下記の宛先までFAXでお送り下さい。

沖縄県教職員組合島尻支部 FAX: 098-998-8009

1 このガイドブックをどこで受け取りましたか、あるいはどこで見ましたか。
 学校 役所 その他〔 〕

2 このガイドブックはお役に立ちましたか？
 役に立った まあまあ役に立った どちらともいえない
 あまり役に立たなかった 役に立たなかった

3 役に立った項目は、役に立たなかった項目はなんですか？
役に立った項目〔 〕
その理由〔 〕
役に立たなかった項目〔 〕
その理由〔 〕

4 今後掲載してほしいと思う内容があれば、ご記入下さい。
〔 〕

5 このガイドブックについてのご意見・ご要望などがありましたらご自由にお書き下さい。

お問い合わせ

九州・沖縄地区子ども支援ネットワーク交流学習会実行委員会

E-mail : migiwa.oki@gmail.com



このガイドブックは、「九州・沖縄地区子ども支援ネットワーク交流学習会」のホームページからダウンロードできます。アドレスは <http://kodomoshien.blogspot.jp/> です。

編集：九州・沖縄地区子ども支援ネットワーク交流学習会実行委員会 戦略会議

子どもや親のことで、なやみを一人で抱え込んだりしていませんか？ その悩みをクリアしていくためにはどのような選択肢があるのでしょうか。「おおむた子ども支援ガイドブック」より

○気づき

学校の担任、養護教諭等の立場や地域の立場で気づいた場合

1

【子どもの気になる様子】
不登校、いじめ
生活習慣
対人関係など

【家庭の気になる様子】
学校への不信感
養育力の課題、虐待
過保護など

○相談（共有する）

2

学年会議や校内の諸会議で話す。
校内ケース会議をする。
主任児童委員、民生委員、地域の方と話す。など

課題を整理し、対策を練る。（アセスメント）

○何が課題で、その課題と一緒に取り組むどんな人たちがいて、どんな役割分担と協働の支援が可能か。

①現状を把握する

生活面、学力面・発達段階、自尊感情など

②背景を探る

生育歴、家庭環境、経済状況

③課題を整理する

だれが、どんなことに困っているのか

④支援の取り組みをする時のキーパーソンは誰か

⑤取り組みについての短、中、長期的な行動計画を立てる、など

課題整理や対策を練るときに協働できる人たち

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
教育相談室、通級教室
巡回相談（教育委員会）
訪問指導員
民生委員、主任児童委員など

3

校内での共有と対応

校種間での共有と対応

保育園、幼稚園、
小・中・高校で
連携する

学校と関係機関での共有と対応

学校が発信し、関係機関も集まって、共有と対応する

要保護児童対策地域協議会での共有と対応

学校や単一機関での対応が難しい場合に子どもや家庭に関わる組織や人が集まって、共有と対応する。

要保護児童対策地域協議会【要対協】とは

児童福祉法に基づいて、平成16年より全国の市町村に設置され、子どもを地域で支え育てるために、個別の子どもの状況に合わせた支援のネットワーク体制づくりをする組織です。

ケース会議を開催するときは、学校が児童家庭相談室（22ページ①）に相談します。また児童相談所などが依頼することもあります。

大事なのは、そのケースをどこかに丸投げするのではなく、みんなで「みこしを担ぐ」ことです。

4

共有した短期・中期・長期にわたる支援の行動計画について、具体的な動きをつくります。

必要に応じて、子どもにより近い関係者が集まって動いた情報を共有したり、親やキーパーソンを交えての応援ミーティングなどを開催したりします。その際、それぞれが動いた情報などを集約するキーポイント（拠点）をどこが担い、だれと相談しながら次の動きにつなぐかが重要になります。

5

具体的に動いた結果を踏まえて、課題整理や対応について、必要に応じて見直します。

状況に応じて再度それぞれのところで状況を共有する会議を開催します。2に戻るようになります。大事なポイントは大きな変化を期待せず、かわりや支援の動きが途切れないことです。

経済的に困っている時

困窮している家庭への支援

だれかに相談したい

いっぽいっぽの会 34 ページ⑦
 民生委員 30 ページのA
 福祉事務所（市の場合）
 南部福祉保健所（町村の場合）

南部福祉保健所 098 (889) 6351
 糸満市福祉事務所 098 (840) 8130
 豊見城市福祉事務所 098 (850) 0141
 南城市福祉事務所 098 (946) 8996

生活保護を受けている

生活保護で受けられる補助

生活扶助（衣食や光熱費など）
 住宅扶助（家賃や地代など）
 教育扶助（小中学校の教育費）
 ⇒33 ページ③
 医療扶助（病気治療の費用）
 介護扶助（介護のための費用）
 出産扶助（お産の費用）
 生業扶助（高校等の教育費など）
 ⇒33 ページ④
 葬祭扶助（お葬式の費用）

経済的に困窮している家庭への支援（南部版）



生活保護を受けていない

子どもの教育費が払えない

幼稚園保育料減免を申請する
 ⇒33 ページ②
 就学援助を申請する ⇒32 ページ①

お金を借りたい

生活福祉資金を利用する ⇒34 ページ⑤

食べるものがない

フードバンク・セカンドハーベスト沖縄
 に相談する ⇒34 ページ⑧
 生活支援事業（南城市のみ）⇒34 ページ⑥

【生活保護とは】

生活保護とは国で定める「最低生活費」を下回る場合に、足りない部分を保障する制度のことです。生活保護は要件を満たせば誰でも利用できます。仕事の給与や仕送りなどを合計したものと「最低生活費」を比較して、世帯全体の収入のほうが少なければ、基本的に保護費を受給することができます。当然、働きながらでも可能です。

資産を保有していると、生活保護は受給できません。自家用車や持屋などは場合により処分する必要があります。

ます。預貯金も数万円程度しか認められません。

【最低生活費のめやす】

例えば一人暮らし（借家）で毎月10万円程度の収入で生活している場合、「最低生活費」を下回っている可能性があります。

【受給までの手続きのながれ】

上記の福祉事務所や福祉保健所へ相談に行きましょう。そこで申請書を出せば申請は終了です。その後、ケースワーカーによる調査を経て、保護が必要だと判断されれば生活保護費が支給されます。

親と死別した時

保護者が災害や交通事故等で亡くなった家庭の子どもに対する奨学金

対象（いずれも高校、大学等に進学予定か在学している方が対象です）	奨学金の名称
病気、災害、自殺など自動車事故以外で保護者が亡くしたり、重度後遺障害で働けない家庭の生徒・学生	あしなが育英会奨学金 38 ページ①
保護者等が道路における交通事故で亡くなったり、著しい後遺障害のため働けない家庭の生徒・学生	交通遺児育英会奨学金 39 ページ②

ひとり親（母子・父子） 家庭になった時

ひとり親家庭への支援

離婚後の手続き

離婚することになったら、役所に「離婚届」を出します。結婚のときに姓を変えた方は離婚届によって、婚姻前の姓にもどります。姓をそのままにしたい場合は、「戸籍法77条の2の届」をします。

住まいが変わったときは住所変更の届け（転出・転入・転居・世帯主変更）をしましょう。

子どもがいる方で、子どもの親権者を母にする場合は、子どもを父の戸籍からはずす必要があります。まず家庭裁判所に行き「子の氏の変更許可の申し立て」

をします。裁判所から出された「子の氏の変更許可書謄本」を持って役所に「入籍届」を出します。

さらに、役所で「児童手当」「児童扶養手当」「ひとり親家庭等医療費助成」の手続きをしましょう。

仕事をしている方は、職場で「寡婦控除」の手続きをします。年末調整の時期に間に合わなかった場合や、自営業の方は、確定申告のときに税務署で手続きをしましょう。税金だけでなく、保育料も安くなります。



子どもに障がいがある場合

障がいがある方の支援と福祉サービス利用の手続き

保育園や学校

小学校に入る前まで

- ・親子通園事業 40 ページ①
- ・障がい児保育 41 ページ②

小学校から

- ・地域の学校や特別支援学校 41 ページ③
- ・奨学金 42 ページ⑤
- ・大学での支援 41 ページ④

成人した後の生活

貯金の管理などの手伝い

- ・日常生活自立支援事業 44 ページ③
- ・成年後見制度 44 ページ④

障がいがある場合の支援（南部版）



年金など

- ・特別障害者手当 44 ページ①
- ・障害基礎年金 44 ページ②

相談したい

- ・相談支援事業所 40 ページ①
- ・子ども医療支援わらびの会 40 ページ②
- ・菜の花の会 40 ページ③

福祉サービスを利用したい

- ・手帳を申請する 42 ページ①
- ・放課後や夏休みの活動の場 20 ページ①②
- ・特別児童扶養手当 42 ページ③
- ・自立支援医療ページ 43 ページ④
- ・重度心身障害者医療費等助成 43 ページ⑥
- ・障害児福祉手当 43 ページ⑦

仕事をしたい

企業で働く

- ・生活支援センター 43 ページ①
- ・沖縄県障害者職業センター 44 ページ②

福祉施設で働く

- ・就労支援 42 ページ③

福祉サービス利用までの流れ

- 【保護者⇒市町村】 ①障がい福祉担当窓口等で相談します。
- 【市町村⇒保護者】 ②現在の生活や障がいの状況について訪問調査を行います。
- 【保護者⇒相談支援】 ③サービス利用のための計画作成を依頼します。
- 【市町村】 ④調査結果をもとに、障害支援区分が決まります。
- 【市町村⇒保護者】 ⑤サービスの支給基準や利用者負担額の上限額が決まります。
- 【相談支援⇒保護者】 ⑥サービス計画案をもとにサービス支給が決定します。
- 【保護者⇒事業者】 ⑦サービスを利用する事業者を選んで、サービスの契約を結びます。
- ⑧サービスの利用が始まります。

【手帳を申請する】

お子さんに障がいがある場合、障害者手帳を取得することにより、さまざまな福祉サービスを受けることができます。役所の社会福祉課等の窓口でご相談ください。

【サービスを利用するために必要なもの】

- ①障害者手帳
(くわしくは、下記のページをご覧ください)
- ・療育手帳42ページ①
- ・身体障害者手帳 42ページ②
- ・精神保健福祉手帳46ページ②
- ※難病等の方々の、障害者手帳をお持ちでない方は、診断書または、特定疾患医療費受給者証が必要となります。
- ※精神障がい者の方で、手帳をお持ちでない方は、診断書又は自立支援医療(精神通院)医療費受給者証や特別児童扶養手当等の受給を証明する書類でも可能です。
- ②課税状況が分かる所得証明書または課税証明書
窓口で同意書を記入して、担当職員で確認します。
- ③申請者の印鑑(認印)
- ④生活保護証明書(生活保護世帯のみ)

「仕事のルール」を知ろう

雇用契約書をよく見よう。

※NHK「オトナへのトビラTV」ホームページより

「雇用契約書ってなに？」

雇われる人と雇う人の間で決めた働く時の条件がすべて書かれています。つまり、どんな場所でどんな仕事をするのかという「働く内容」、何時間働いていつ休めるのかという「働く時間」、そして「働いてもらえるお金」などが書かれています。書かれている条件に疑問はないか、約束したことは守られているかなどのチェックが大切です。

「雇用契約書はだれでももらえるの？」

正規であろうと非正規であろうと働く人ならだれでももらえます。

「もし、雇用契約書を渡してくれない時は？」

沖縄県の労働局のホームページから労働条件通知書をプリントアウトして、「これに書いてください」とお願いしましょう。

給料のルール

【残業手当】

雇う側は、決められた時間以上に働かせたい時、つまり残業させたい時は、時給を25%以上上げなければいけないと法律で決まっています。このルールは正社員であろうと、バイトであろうと変わりません。

【最低賃金】

都道府県ごとに会社が支払うべき時給の最低基準が決められています。沖縄県の場合677円です（H26

年10月現在）。もしその金額よりも低い時給を提示されていたら法律違反になるので、引き上げてもらうことができます。

【「研修費」などの経費】

会社が命じた研修にかかる費用は会社で負担するのが基本。もし、給料から天引きされていたらルール違反、その金額を会社に請求することができます。

休暇のルール

正社員でもパートでも、「有給休暇」という給料がもらえる休みがあるのを知っていますか。

働いた期間に応じて一定の日数の有給休暇がもらえ

ます。休む理由は何でもOK。その内容を会社に言う義務もありません。

解雇のルール

会社を辞める（離職）には、3つのパターンがあります。会社と労働者が合意して辞める「退職」、労働者の方から一方的に辞める「辞職」、逆に会社が一方的に辞めさせる「解雇」。特に「解雇」にはルールがあつて会社の都合で簡単に解雇してはならないことになっています。

【その1】日本の“働くルール”では、その人が不正を

して会社にひどい損害を与えたりするなどの理由がない限り、解雇することができません。

【その2】会社はできるだけ解雇を避けるための努力をしなければいけません。

【その3】もし仮に合理的な理由があつたとしても、30日前までに解雇を通告しなければなりません。

「辞めろ」といわれたら

辞めろといわれたら

※NPO法人POSSE「辞めろと言われたときの対応マニュアル」より

「突然、やめてくれ」といわれた時、絶対その場で「はい」と言わないことがポイントです。「はい」といってしまうと、お互いが合意して辞める「退職」となり、労働者にとって圧倒的に不利な立場になるからです。「いやです、困ります。」と言えなくても「ちょっと時

間を下さい。」と答えましょう。上記の「解雇のルール」が適用となり、簡単には辞めさせることはできません。それでも、しつこく退職を勧められたり不当に解雇されそうになったら、連合沖縄（31ページ①）や沖縄労働局（32ページ②）に相談しましょう。

《基本目標》

親子の健康の
確保及び増進

子育て支援
の充実

豊かな心を育む
教育環境の整備

子育てしやすい
生活環境の整備

配慮を必要とする
子ども・家庭への
支援

仕事と家庭との
両立の推進

若者の自立支援
の充実

《基本的な視点》

安心して
子どもを産み
健やかに育てる
ことができるまち

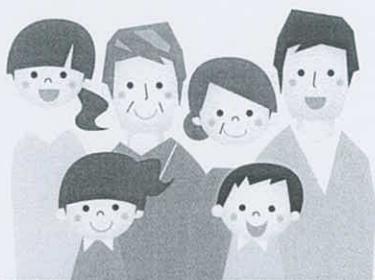
子どもの幸せを
第一に考え、
最善の利益が
実現されるまち

社会全体で
子ども・若者を支援し、
自立することが
できるまち

《将来像》

未来を創る子ども・若者が健やかに成長する
子育てにやさしいまち

藤沢市子どもをいじめから守る条例を紹介します!



藤沢市は、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標として、市全体で力をあわせて、子どもの人権を侵害するいじめのない社会の実現を目指します。

藤沢市子どもをいじめから守る条例

私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指します。子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来への希望です。私たちは、子どもの笑顔を守るため、すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

すべての子どもは、個人として尊重され、幸せに暮らす権利があります。

私たちは、次代を担う子どもの最善の利益を図るため、いじめの背景にある様々な問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どもをいじめから守る条例を制定します。



用語解説「子ども」

「市内の学校(小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校)に在籍する人」だけでなく、「前記の「学校」に在籍していない人で、満18歳に達した後の最初の3月31日までの人」すべてをいいます。

用語解説「いじめ」

対象となった子どもが、心身の苦痛を感じているものだけでなく、「当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」もいいます。

用語解説「学校以外の施設」

第2条(3)に規定する「学校」以外の子どもが在籍する施設及び団体のすべてをいいます。(幼稚園、保育施設、放課後児童クラブ、子ども会、文化及びスポーツ団体等)

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」といいます。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」といいます。)のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもをいじめから守るため、いじめの防止等に係る基本理念、市、学校及び保護者の責務並びに学校以外の施設、市民及び関係機関の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境を整えることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍していない者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいいます。
- (2) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。
- (3) 学校 この市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいいます。
- (5) 学校以外の施設 この市の区域内に存する、子どもが在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。
- (6) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいます。
- (7) 関係機関 児童相談所、法務局又は地方方法務局、警察、医療機関その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

(基本理念)

第3条 いじめは、子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、市、学校、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関は、それぞれの責務及び役割に基づき、主体的に、かつ、相互に連携して、いじめのない社会を目指します。

(子どもの心がけ)

第4条 子どもは、次のことを心がけましょう。

- (1) 自分を大切にしましょう。
- (2) 他の人を思いやり、大切にしましょう。
- (3) いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。

(市の責務)

第5条 市は、子どもの最善の利益を図るため、いじめの防止等に関する施策を積極的に推進するものとします。

- 2 市は、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、いじめを生じさせる問題の解決に向け、社会全体への意識啓発を図るとともに環境の整備に努めるものとします。
- 3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関と協力し、積極的に推進するものとします。
- 4 市は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を教育委員会において策定するとともに、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するものとします。
- 5 市は、学校(市が設置する学校を除きます。)及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めることができるものとします。
- 6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

(学校の責務)

第6条 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、自分や他の人を大切に、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するものとします。

- 2 学校は、市、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又はいじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとします。
- 3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなったと思われる後においても、子どもが安心して学校に通うことができるよう取り組むものとします。

(保護者の責務等)

第7条 保護者は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとします。

- 2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとします。
- 3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとします。
- 4 保護者は、子どもがいじめを受け、若しくは行っているとき又はそれらの疑いがあると思われるときは、市、学校、学校以外の施設又は関係機関へ相談することができます。

(学校以外の施設の役割)

第8条 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見逃さないよう努めるとともに、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとします。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとします。

- 2 市民は、いじめ及びいじめの疑いがある行動を見聞きしたときは、市、学校、保護者、学校以外の施設又は関係機関へ情報を提供するよう努めるものとします。

(関係機関の役割)

第10条 関係機関は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、市、学校、保護者、学校以外の施設及び市民と連携し、いじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。



ポイント 1

子どもたちに、常に心がけてほしいこととして、自分を大切にするとともに、他の人を思いやり、大切にすること、いじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときは、一人で悩まずに相談することなどを規定しています。

ポイント 2

市は、子どもをいじめから守る施策を実行するとともに、社会における様々な問題がいじめを生じさせる要因となることから、社会全体への意識啓発を図るなど、子どもが健やかに暮らすことができる環境の整備に努めます。

ポイント 3

学校は、自分や他の人を大切に、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するとともに、子どもがいじめを受けているときなどは、適切かつ迅速に対処し、いじめで苦しむ子どもがなくなるよう取り組みます。



ポイント 4

保護者は、子どもに一番近い立場の大人として、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを理解させるよう努めるとともに、子どもの変化を見逃さないよう努める必要があります。

ポイント 5

学校以外の施設・団体、市民は、地域社会において、子どもが健やかに暮らすことができるよう、それぞれがその担い手として、子どもを見守ります。子どもたち一人ひとりの変化などに気を配り、関心を持続けることがもっとも大切です。